

公益財団法人大阪日本民芸館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人大阪日本民芸館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民芸の保存、普及並びに啓発に関する事業を行い、地域社会の公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民芸に関する施設の管理運営及び民芸品の公開展示
- (2) 民芸品及び民芸に関する資料の収集整理並びに調査研究
- (3) 民芸に関する普及啓発活動の推進
- (4) 民芸に関する関係団体との連絡協力
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の公益財団法人移行登記日前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 前項の財産のうち、別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。
- 5 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会で定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員であ

る者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員会等開催の都度、出席した評議員に対し、評議員会において別に定める支給基準に基づき、会議手当を支払うことができる。その額は、毎年総額100万円を超えないものとする。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (3) 評議員の報酬等の支給基準
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した議長及び議事録署名人として選出された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

(その他)

第24条 法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上13名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。また、代表理事以外の理事2名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とすることができる。
- 3 代表理事を理事長とする。また、理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事を選任するに当たっては、第12条第2項を準用する。この場合におい

- て、「評議員」とあるのはそれぞれ「理事」「監事」と読み替えるものとする。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 4 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。
 - 4 理事長、専務理事及び常務理事の職務及び権限については、理事会で定める。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 6 代表理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事会等開催の都度、出席した理事及び監事に対し、評議員会において別に定める支給基準に基づき、会議手当を支払うことができる。また、常勤の者については、評議員会において別に定める総額の範囲内で、別に定める支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 この法人は、役員（役員であった者を含む。）の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後3箇月以内及び2月に開催するほか、必要がある場合に、臨時理事会を開催する。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(その他)

第43条 法令又は定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第44条 この法人に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、この法人の運営に関して財政的に寄与する法人その他の団体又は個人とする。

3 賛助会員に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 補則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106

条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 岡田信吾(理事長) 長井 誠(常務理事)
 饗庭 浩二 小林 陽太郎 阪口 克己 佐野 雄二 杉山 雅彦
 鈴木 雅司 善家 保雄 中井 昭夫 廣瀬 正人 横川 亘
監事 長岡 伸幸 御林 彰

- 4 この法人の最初の代表理事、業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事 岡田 信吾
業務執行理事 長井 誠

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大江 晃 小倉 敏秀 櫛部 哲男 塚本 満 辻野 純徳
塔本 祥貴 富井 周一郎 中田 光昭 野崎 篤彦 濱口 知昭
藤田 陽一 古川 哲也 前田 龍男 松尾 誠司

別表

公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
美術品	場所 収蔵庫
	数量 1 6 2 7 点 (内訳) 陶磁器 5 7 2 点 染織 5 3 9 点 編組 1 9 7 点 木漆工 1 1 3 点 金工 7 1 点 絵 2 6 点 雑工 1 0 9 点 (平成 23 年 5 月末以前取得)